

薬物乱用のない社会を

依存性や習慣性があり、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。



警察庁
令和元年度

規制されている主な薬物

覚醒剤

◆形状・俗称等

主に無色又は白色の結晶性粉末ですが、氷砂糖のような結晶体のものもあります。

俗に「**覚醒剤**」、「**クスリ**」、「**S(エス)**」、「**スピード**」、「**白**」と呼ばれており、「**ヤーパー**」と呼ばれる錠剤型のものもあります。

◆作用

神経を興奮させ、眠気や疲労感がなくなり、頭がさえたような感じになります。

しかし、効果が切れると、激しい**脱力感**、**疲労感**、**倦怠感**に襲われます。

覚醒剤は、特に依存性が強く、使用を続けると、“壁のしみが人の顔に見える”、“他人の話が自分の悪口に聞こえる”、“他人に狙われる”、“殺される”などといった**幻覚**や**妄想**が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりするなど、**凶悪粗暴な行動**をとることもあります。

また、一度に大量の覚醒剤を摂取すると、**急性中毒**により、**死**に至る場合があります。



結晶状の覚醒剤



錠剤型覚醒剤「ヤーパー」

大麻

◆形状・俗称等

乾燥大麻（「**マリファナ**」、茶色または草色）、大麻樹脂（「**ハシッシュ**」、「**ガンジャ**」、暗緑色の棒状又は板状）、液体大麻（「**ハシッシュオイル**」、暗緑色又は黒色の油状）があります。

◆作用

酒に酔った感覚や手足に**麻痺**が現れるとともに、視覚、聴覚、味覚、触覚の感覚が鋭敏になります。また**思考が分裂**して、現在、過去、未来の観念が混乱して、感情が不安定になったりします。このため、**興奮状態**に陥って、**暴力**や**挑発的な行為**を行うなど、**無責任な衝動的行為**を行うようになります。



大麻草



乾燥大麻

コカイン

◆形状・俗称等

コカインは、南米産のコカの木の葉を原料とした薬物で、無色の結晶又は白色の結晶性粉末で、**麻薬**として規制されています。

◆作用

神経を興奮させる作用があり、乱用を続けると、**幻覚**等の症状が現れたり、大量に摂取することで呼吸困難により死亡することもあります。



コカイン粉末

MDMA (合成麻薬)

◆形状・俗称等

MDMAは、化学的に合成された**麻薬**であり、本来は白色結晶性の粉末ですが、様々な着色がされ、文字や絵柄の入った錠剤やカプセルの形で密売され、俗に「**エクスタシー**」、「**X (パツ、エックス)**」等と呼ばれることもあります。

◆作用

幻影、幻聴、幻想等、視覚、聴覚を変化させる作用や、血圧や体温を上昇させるなどの**興奮**作用があり、**強い精神的依存性**があります。



MDMA

向精神薬

◆種類

向精神薬は、中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その作用によって鎮静剤系と興奮剤系の2つに大別されます。

◆作用

向精神薬は、そのほとんどが医薬品として流通しているように、医療上有用ですが、医療目的から逸脱して使用すると、依存するようになり、中毒症状や使用の中断により、**心身への障害**が生じます。



向精神薬 (トリアゾラム)

指定薬物

指定薬物とは、中枢神経系の**興奮、抑制**又は**幻覚**の作用を有し、かつ人体に使用された場合に**保健衛生上の危害が発生するおそれがある物**として、厚生労働大臣が指定したものをいいます。

指定薬物及びこれを含有する物は、医薬品医療機器法^(注)において、製造、輸入、販売、所持、使用、購入、譲受け等が禁止されています。

(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

薬物乱用による精神・身体への弊害

覚醒剤を始めとする薬物の使用により、一時的に頭がさえる、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、精神や身体には次のような様々な障害が生じ、**精神と身体**の両面が破壊されます。

◆身体への有害性

身体への有害性としては、**血圧上昇**や**脳血管疾患**、**心疾患**、**肝機能障害**等の発症のほか、注射器の使い回しによる**AIDS(エイズ)**、**肝炎**の発症や皮膚の損傷等が挙げられます。

◆精神への有害性

精神への有害性としては、**意識障害**のほか、薬物の効き目が切れると脱力感や疲労感に襲われ、**幻覚**、**妄想**といった症状が引き起こされたり、常軌を逸した行動や発作的に半狂乱の状態に陥ることなどがあり、覚醒剤精神病等の**精神疾患**に罹患することもあります。

◆乱用方法の差異

乱用の方法について、覚醒剤を火であぶり煙を吸引する方法や、大麻を食べ物に混ぜて摂取する方法等によると害が少ないといった誤った情報もありますが、**どのような摂取方法であっても薬物乱用は身体・精神に有害**です。



注 射 痕

◆依存性・耐性

規制される薬物は、脳等の中枢神経系に作用することから、薬物の効果が切れた時の苦痛から逃れるため、**薬物による効果を強く求める**ようになる「**依存性**」が形成されます。

また、薬物を繰り返し使用しているうちに**同じ量では効かなくなる「耐性」**も生じます。

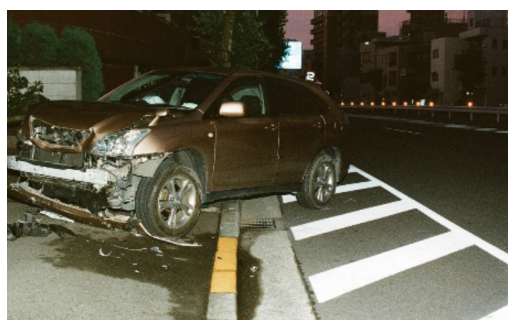
「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって、使用する量や回数はどんどん増える**悪循環**に陥り、自分の意思ではやめることができなくなります。

さらに、使用するのをやめて長期間経った後にも、突然、幻覚や妄想等の精神障害が現れる**フラッシュバック(再燃現象)**が起こることがあります。

社会に与える影響

規制薬物等を使用すると、その薬理作用から幻覚、妄想等の精神障害に陥り、**殺人**、**強盗**、**放火**等の**凶悪な犯罪**や**重大な交通事故**等を引き起こすことがあります。

また、薬物の購入資金を得るための窃盗等の犯罪も発生しています。



交 通 事 故



放 火

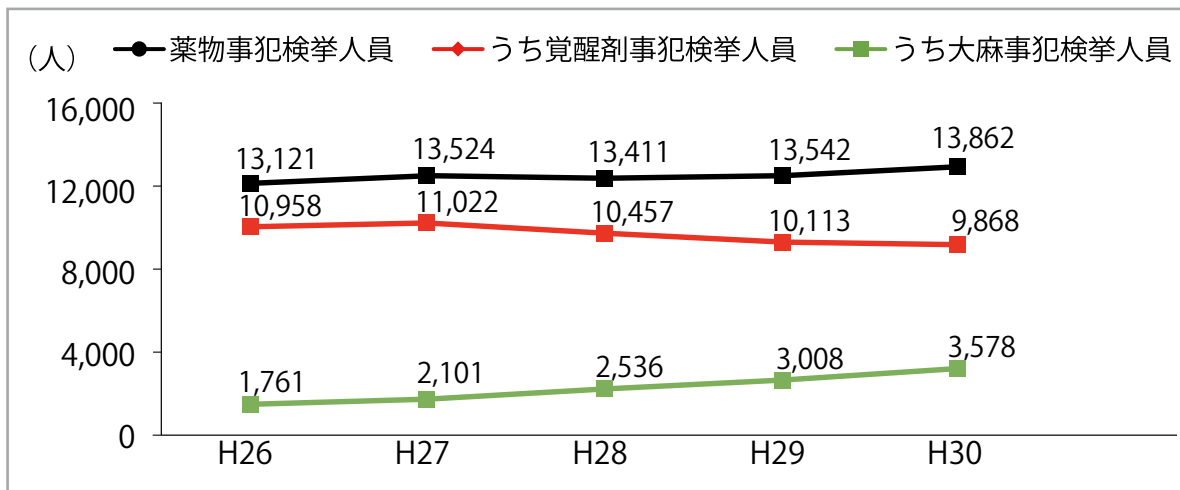
薬物乱用に関する法規制

薬物乱用は乱用者本人のみならず、家族や友人等の周囲の人、更には社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。覚醒剤、麻薬等を使用、所持するなどの行為は、法律により禁止されており、違反者には重い刑罰が科せられます。

罰則の一例	覚醒剤の所持、使用（覚せい剤取締法）
	（単純所持） 10年以下の懲役
	（営利目的） 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
	大麻の所持（大麻取締法）
	（単純所持） 5年以下の懲役
	（営利目的） 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
麻薬（コカイン、MDMA等合成麻薬、LSD等）の所持（麻薬及び向精神薬取締法）	
（単純所持） 7年以下の懲役	
（営利目的） 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科	

各種薬物事犯の検挙人員の推移（平成26年から平成30年）

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯		10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
大麻事犯		1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	62	45	38	42	50
	コカイン	61	86	142	177	197
	ヘロイン	5	3	0	9	10
	その他	250	264	232	181	158
あへん事犯		24	3	6	12	1
合計		13,121	13,524	13,411	13,542	13,862



注1:本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙人員の数値を含む。

注2:本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

大麻を巡る情勢

平成29年の大麻事犯検挙人員は、統計を取り始めて以降最多を記録しましたが、平成30年はさらに上回り**過去最多を大幅に更新**しており、特に**若年層**を中心とした大麻の乱用拡大が問題となっています。

近年、インターネット上において、大麻の**有害性を否定する情報**が流され、大麻に対する**警戒心の低下**が懸念されます。

しかし、大麻は**国際条約に基づいて日本の法律で規制**され、**人体へ悪影響**を及ぼすほか、**組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源**となっていることがうかがわれます。

よって、大麻を乱用することによる社会や人体への悪影響と危険性を正しく認識する必要があります。



暴力団等が関わる大麻工場

大麻に関する調査結果

警察庁では、平成29年及び平成30年の一定時期に大麻取締法で検挙された者のうち、違反態様が単純所持の者を対象に調査を行い、回答を得たデータを集約しました。

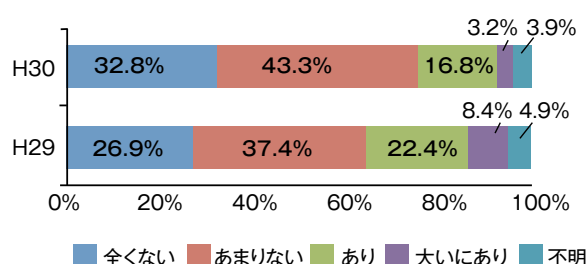
◆危険（有害）性の認識の比較

平成30年調査の大麻に対する危険（有害）性の認識が、「**なし（全くない・あまりない）**」は**76.1%**で、平成29年調査の64.3%と比較して、11.8ポイント高いという結果が出ました。

◆危険（有害）性を軽視する理由

平成30年調査における、大麻に対する危険（有害）性を軽視する理由は、「**大麻が合法的な国がある**」、「**依存性はない（弱い）**」などでした。

大麻に対する危険（有害）性の認識率の比較



大麻の危険（有害）性を軽視する理由（H30）



大麻の精神への有害性・依存性

大麻の成分である「**THC（テトラヒドロカンナビノール）**」は、脳内の**記憶等を司る海馬**に影響し、**不安やパニック**等のほか、**精神疾患**を発症させるリスクを上昇させるなど中枢神経に影響するとされ、青少年期の乱用は、特に記憶力や精神運動能力の低下等の影響を受けやすいとされています。

大麻の乱用により、**いらだち、不安、不眠、うつ**等の禁断症状が出現して、**依存症**になるおそれもあり、青少年期の乱用は更にリスクが高いとされています。

※これらの大麻に係る有害性や依存性は、世界保健機構（WHO）等においても報告されています。

危険ドラッグの法規制と実態

危険ドラッグの法規制

危険ドラッグは、「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」等と称して販売されていますが、これらには、**麻薬や指定薬物等の違法な薬物**が含まれている例もあり、使用、所持等は犯罪となります。

危険ドラッグは、覚醒剤、麻薬、大麻等規制薬物の化学構造に似せて作られており、**規制薬物と同等以上の作用**を有する成分を含む商品も多く、**極めて危険**です。



麻薬が検出

指定薬物が検出

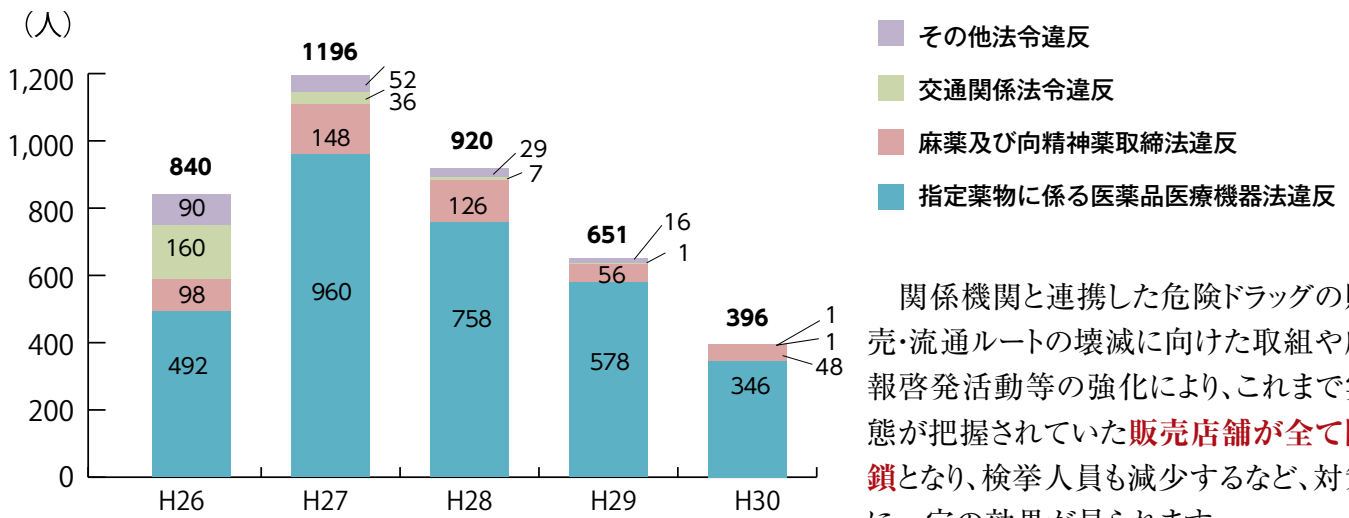
麻薬及び向精神薬取締法違反

麻薬(ジアセチルモルヒネ以外)の所持、施用
→ 7年以下の懲役

医薬品医療機器法違反

指定薬物の所持、使用
→ 3年以下の懲役若しくは
300万円以下の罰金又は併科

危険ドラッグの検挙人員 (平成26年から平成30年)



関係機関と連携した危険ドラッグの販売・流通ルートの壊滅に向けた取組や広報啓発活動等の強化により、これまで実態が把握されていた**販売店舗が全て閉鎖**となり、検挙人員も減少するなど、対策に一定の効果が見られます。

※交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

危険ドラッグの販売方法

インターネット型販売

デリバリー型販売



危険ドラッグの対策に一定の効果が見られる一方、薬物密売組織等は、**インターネットを利用して**、危険ドラッグをはじめ、違法な薬物を販売している状況にあるほか、**デリバリー型販売**も確認されるなど、その販売・流通ルートの更なる巧妙化・潜在化を強めています。

密輸入の手口

平成30年中の覚醒剤密輸入押収量は700kgを超え、引き続き我が国に**大量の覚醒剤が流入**していると考えられます。

主要な密輸入の手口として、航空機の利用客が覚醒剤を所持品等に隠匿して密輸入する**携帯密輸入**が挙げられ、密輸入については、所持等と比較しても重い罰則が定められています。

覚醒剤密輸入の罰則

(単純輸入)

→ 1年以上の**有期懲役**

(営利目的)

→ **無期若しくは3年以上の懲役、**
情状により **1,000万円以下の罰金**を併科



覚醒剤が隠匿されたスーツケース



スーツケースに隠匿された覚醒剤

「運び屋」として利用されないために

携帯密輸入の手口のほとんどは、「運び屋」(注)による事件で、薬物犯罪組織は、組織と関係のない旅行者を運び屋に勧誘することもあります。

運び屋にならない、されないために、海外へ渡航する際は次の点に気をつけてください。

✓ 不用意に他人から荷物やお土産を預からない

知人の紹介、元同僚、学校時代の先輩・後輩、恋愛関係を利用するなど、あらゆる人間関係を利用して薬物を運ばせようと近付いてきます。知人・友人の誘いであっても注意が必要です。

✓ 「運ぶだけで報酬」などのうまい話に乗らない

犯罪組織は、薬物とは打ち明けず、運べば報酬を払うと言って荷物を預けようとすることもあります。そんなうまい話はありません。他人から預かった荷物でも、自分の携行品の中身については責任を問われます。「知らなかった」、「分からなかった」ではすまされません。

✓ 「1回だけなら捕まらない」と安易に考えない

密輸入はたとえ1回だけでも重罪ですから、安易な考えは禁物です。

(注) 航空機等を利用して薬物を密輸入する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者がこれに当たることが多い。

大麻成分入り食品への注意

国内において、大麻成分入りの食品を**密輸入**して検挙された事例、大麻成分入りの食品と知らずに食べてしまい**体調不良**となった事例が発生しています。

海外では、**大麻成分入りのキャンディ、クッキー、チョコ等の食品が販売**されていることがありますから、特に海外旅行や海外留学で渡航する際には、誤って口にしたり、国内に持ち帰ろうとすることがないように注意が必要です。



大麻クッキー



大麻キャンディ



大麻スナック

大麻密輸入の罰則

(単純輸入)

→ 7年以下の**有期懲役**

(営利目的)

→ 10年以下の懲役、情状により
300万円以下の罰金を併科

薬物乱用者の手記

大麻・覚醒剤乱用者（10歳代、男性）～「誘われて」、「興味本位」から薬物依存へ～



私は、音楽が好きで、16歳位でクラブハウスに出入りするようになると、クラブハウスで知り合った先輩から、大麻を勧められ、興味本位で、初めて大麻を吸いました。大麻を吸うことがカッコイイと思いました。それから、クラブハウスに行く度、友達と一緒に大麻を買って、吸うようになりました。

最初の頃は、大麻を吸いたいという気持ちより、みんなでお金を出し合って、大麻を買うことがうれしく感じ、大麻を買って、みんなで大麻を吸っていました。しかし、徐々に、大麻を吸うことが好きになっていき、大麻を吸う頻度も増えていきました。

それから、私は、大麻を大量にまとめ買いするようになり、更には買った大麻をクラブハウスにいる友達や、その友達などに売るようになって、大麻の売人になっていました。

また、私は、大麻を吸うようになって、薬物を使う罪の意識が薄れてしまい、クラブハウスの先輩から、覚醒剤を勧められ、興味本位で、覚醒剤をやりました。

最初のうちは、先輩に誘われれば、一緒に覚醒剤をやる程度だったのですが、次第に、覚醒剤の効き目が切れると、覚醒剤をやりたいという衝動を抑えることが出来なくなって、自分から先輩に覚醒剤をやりたいと伝えるようになりました。

覚醒剤をやるようになってからは、感情の起伏が激しくなったり、人を疑ったりするようになってしまい、終いには、いるはずのない人が見えるようになりました。私は、自分がおかしくなっているのが分かりましたが、頭では覚醒剤をやめたいと思っても、体が覚醒剤を求めてしまい、我慢することが出来ず、覚醒剤をやり続けてしまいました。

そうしていたところ、私が家の部屋で彼女と一緒に寝ていると、警察が来て、部屋に置いていた大麻が発見されたことで、大麻の所持罪で現行犯逮捕され、その後、覚醒剤を使っていたことでも逮捕されました。私は、自分が逮捕されたことで、何よりも家族や彼女を悲ませたことを一番辛く感じています。しかも、彼女は、私と一緒にいたことで、大麻の共同所持で逮捕されてしまいました。

私は、彼女の前で、いつしか、当たり前のように大麻を吸っていて、彼女から、大麻をやめてほしいと言われても、その言葉を受け流していました。彼女には本当に申し訳ない気持ちです。

私は、薬物に興味を持ち、ダメなことだと分かりながら、これまでに大麻や覚醒剤に加え、他にもいろんな薬物に手を染めてきました。覚醒剤については、頭の中ではやめたいと思っても、覚醒剤をやりたいという衝動に襲われてしまい、覚醒剤をやってしまいました。正直、覚醒剤に依存していました。



覚醒剤をやればやるほど、大切だった友達も失ってしまいました。しかも、次第に悪い事をしているという認識も薄れ、私は、平気で大麻や覚醒剤を持ち歩いていました。私は、いつか警察に捕まる時が来ると分かっていた。むしろ、私は、警察に捕まらないと、自分がどんどん壊れていくと思っていましたし、ここ最近では、早く警察で私を捕まえて、私を止めてほしいとすら思っていました。

今回逮捕されて、大切な人を傷付けたことや、私がやっていたことが、自分で思っていたより、ずっと深刻なことだと気付かされました。私は、興味本位や、先輩の誘いで、これまで、安易に薬物に手を染めてきましたが、今回逮捕されて、本当に反省していますし、今後、薬物を断ち切ろうと決意しています。そのためには、交友関係を見直して、悪い道にはそれないよう目標を持っていこうと思っています。もう二度と薬物には手を染めません。

薬物乱用者の手記

覚醒剤乱用者（20歳代、女性）～弱い部分は誰しもある、決めるのは自分自身～



私は、弱い人間です。

コンプレックスがあります。好きな人と自由に会えません。普通の毎日がつらいです。私だけじゃなく、皆こういった気持ちの弱い部分を持っていると思います。私は、そんな自分の弱い部分をきっかけに覚醒剤を使い、覚醒剤にはまってしまいました。

私は、これまでに3度、覚醒剤を使用したことで逮捕されたことがあります。私が初めて覚醒剤に手を染めたのは、18歳の時で、交際していた男性に勧められたことがきっかけでした。

私は、幼い頃から親や親戚のことなど色々な理由で家や自分の境遇が嫌いでした。悪いことをすることで、嫌なことから目を背けようと、シンナーや大麻、危険ドラッグといった違法薬物に手を染めました。

でも、薬物をやっても何も解決することはない、むしろ、自分の事がもっと嫌いになり、薬物に依存する自分の性格がコンプレックスになっていきました。しかし、私は覚醒剤をやれば色々な嫌なことから逃げられる、解放されると思い込み、覚醒剤を使いました。

覚醒剤は、身体に入れた直後には不安を消してくれますが、その後には、毎回のように気分が落ち込み、苦しみがありました。それでも、私は、次に覚醒剤を使った時には何かが変わるかもしれないと、あり得ない期待を抱き続けて、覚醒剤を使い続けてしまいました。

私は、3度覚醒剤の事件で捕まっていますが、そのうち2度は自首しています。自首した理由は、覚醒剤を使った自分が許せなくて、覚醒剤を断ちたくても断てないため、警察に逮捕されないと覚醒剤を断つことが不可能だと考えたからです。自分で覚醒剤を使って自首するなんて自分で考えても馬鹿馬鹿しいことだと思います。しかし、覚醒剤は自分で自分を抑えられなくなってしまうものなのです。

今、私は施設で、毎日覚醒剤への葛藤と向き合って生活を送っています。せっかく出所できても、うれしいはずなのに、覚醒剤への依存からまともな仕事に就けず、空っぽな毎日を過ごしています。

覚醒剤をやめられる決まった方法なんてありません。日を追う事に、自分の中の我慢や前向きな心は削り取られ、やせ細っていきます。それでも毎日、自分と向き合って、模索して、苦しんで、誤魔化して、日々を過ごしています。きっとこの先もずっと続くと思います。私の好きな人も覚醒剤を使用したことで逮捕されていて、会うことすら出来ません。

もしかしたら、覚醒剤を断つためには、今後一生会えないかもしれません。

結局、覚醒剤は、私が本来必要としていた家族、恋人、仲間、生活、信頼、お金、自分自身等を全て奪い、呪縛のようなつらさだけを私に残しました。

人間、弱い部分は誰しも必ずあると思います。誰しも、私みたいに、薬物とかの違法なことで逃げる選択肢を持っています。

決めるのは自分自身です。

未来の自分に前を向いて歩くことが出来る選択をしてほしいと思います。



薬物乱用問題に関する相談電話

迷わず相談窓口へ 

北海道	札幌	警察相談センター	011-241-9110
	函館	警察相談センター	0138-51-9110
	旭川	警察相談センター	0166-34-9110
	釧路	警察相談センター	0154-23-9110
	北見	警察相談センター	0157-24-9110
青森	警察安全相談電話	017-735-9110	
岩手	警察安全相談電話	019-654-9110	
宮城	銃器・覚醒剤 110番	022-266-1074	
秋田	警察相談専用電話	018-864-9110	
山形	覚醒剤相談	023-635-1074	
福島	警察安全相談	024-525-8055	
東京	銃器・薬物 ホットライン	03-3593-7970	
茨城	覚醒剤 110番	029-301-7979	
栃木	覚せい剤 110番	028-624-1074	
群馬	警察安全相談	027-224-8080	
埼玉	けいさつ総合相談 センター	048-822-9110	
千葉	相談サポート コーナー	043-227-9110	
神奈川	警察総合相談	045-664-9110	
新潟	けいさつ相談室	025-283-9110	
山梨	薬物 110番	055-228-8974	
長野	警察安全相談	026-233-9110	
静岡	ふれあい相談室	054-254-9110	
富山	警察安全相談	076-442-0110	
石川	警察安全相談電話	076-225-9110	
福井	覚醒剤相談電話	0776-21-4618	
岐阜	警察安全相談室	058-272-9110	
愛知	警察安全相談	052-953-9110	

三重	警察安全相談電話	059-224-9110
滋賀	県民の声 110番	077-525-0110
大阪	覚せい剤 110番	06-6943-7957
兵庫	覚醒剤 110番	078-361-0110
京都	覚醒剤 110番	075-451-7957
奈良	覚せい剤 110番	0742-33-1818
和歌山	覚せい剤相談電話	073-425-4615
鳥取	薬物 110番	0857-26-3774
島根	覚せい剤相談電話	0852-27-4697
岡山	覚醒剤 110番	086-233-7867
広島	覚醒剤・ 麻薬相談電話	082-227-4989
山口	総合相談室	083-923-9110
徳島	覚醒剤追放 ダイヤル	088-653-4444
香川	警察総合相談電話	087-831-0110
愛媛	警察相談専用電話	089-931-9110
高知	銃器薬物相談電話	088-822-1074
福岡	薬物 110番	092-641-4444
佐賀	警察相談室	0952-26-9110
長崎	薬物 110番	0120-110-874
熊本	拳銃・覚醒剤 相談電話	096-384-4444
大分	覚せい剤相談 コーナー	097-537-8918
宮崎	銃器・覚せい剤 110番	0985-20-1074
鹿児島	企業対象暴力・ けん銃・ 薬物相談電話	099-255-0110
沖縄	麻薬 110番	098-862-1483

平成 31 年 4 月 1 日現在

薬物乱用防止関係リンク先



警察庁
National Police Agency

大麻対策の広報啓発ウェブサイト



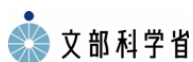
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

薬物乱用防止に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html



文部科学省

薬物乱用防止教育

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353626.htm

